



鳥獣保護管理強化総合対策事業費（ゼニガタアザラシ等被害対策を含む）

平成28年度要求額
829百万円（768百万円）

背景・目的

- ニホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境に係る被害が拡大・深刻化
 - ニホンジカについて現状の捕獲率では、2023年には2012年の約1.6倍まで増加
 - 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
 - 国立公園等における生態系への影響の深刻化
 - 鳥インフルエンザ等の感染症発生時の対応
- ⇒担い手の育成等の鳥獣保護管理の強化に向けた総合的な対策が必要

事業概要

- 鳥獣保護管理強化事業**
鳥獣保護管理のための担い手育成、特定鳥獣の実態調査・検討（希少鳥獣の保護・管理含む）、捕獲事業の推進
- 国立公園等シカ管理対策事業**
国立公園等におけるシカ管理体制の構築、シカ管理対策モデル事業の実施
- 鳥獣感染症発生時対策事業**
野生鳥獣に鳥インフルエンザ等の感染症が発生した際の調査・対策の適切な実施

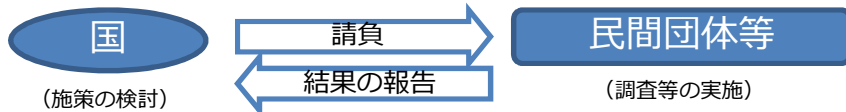
事業目的・概要等

期待される効果

- 鳥獣の捕獲等の促進とともに、感染症への適切な対応を図ることで鳥獣の保護及び管理が強化される



事業スキーム



イメージ

鳥獣保護管理強化事業

※赤字・下線は法改正に伴い必要となる新たな施策

担い手育成

- 狩猟免許取得促進
- 認定事業者制度の普及、事業者の知見・技術向上 等

特定鳥獣の実態調査・検討

- 基本指針の改定に向けた点検・調査
- 希少鳥獣(ゼニガタアザラシ等)の保護・管理の推進 等

捕獲事業の推進

- 指定管理鳥獣の調査・指定検討
- 鳥獣管理強化モデル事業
- 捕獲情報収集システムの開発
- 捕獲個体の有効活用等の推進

国立公園等シカ管理対策事業

- 国立公園等におけるシカ管理体制の構築シカ管理対策モデル事業の実施

鳥獣感染症発生時対策事業

- 野生鳥獣に鳥インフルエンザ等の感染症が発生した際の調査・対策の適切な実施



改正鳥獣法（平成27年5月施行）に基づく積極的な管理、総合的な取組の抜本的強化

